

暫定的な停止勧告の申し立て

2022（令和4）年8月19日

北海道監査委員 御中

請求人代表者

第1 申立ての趣旨

請求人らは、貴監査委員に対して、政府が2022（令和4）年9月27日に東京都内で実施することを決定した安倍晋三元首相の国葬（以下「本件国葬」といいます。）にあたり、北海道知事（以下「知事」といいます。）及び北海道議会議長（以下「議長」といいます。）の出席並びにこれに随行する北海道職員の派遣（以下「知事等の派遣」といいます。）に関し、これらに要する費用（以下「知事等の派遣費用」といいます。）について、知事（議会費については議長）に対して支出の差止を勧告することを求め、地方自治法第242条の2第1項に基づく請求を行いました。

これに対して、勧告手続が終了するまでの間、同法242条第3項に基づいて当該行為を暫定的に停止すべきことを北海道知事に勧告することを求めます。

第2 申立ての理由

- 1 知事等の派遣行為が違憲ないし違法であることの相当な理由
 - (1) 実質的理由

知事等の派遣が違憲ないし違法であること、従ってこれに伴う道民の税金の支出も違憲ないし違法であることは、措置請求書の「請求の要旨」に記載したとおりです。

しかも、主権者の平等や思想・信条の自由など、重要な基本的人権の侵害を伴うものであり、その違憲ないし違法の程度も重大です。

(2) 手続的 理由

本件国葬について、政府は内閣設置法に基づく「内閣の事務」（憲法第73条）として行うとしますが、地方公共団体において首長等が国葬に出席したり弔意を表わす行為は、地方公共団体が独自に行う「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」（憲法94条）行為にほかなりません。すなわち、地方公共団体が自主的に判断することであり、とりわけ違憲ないし違法が問われるような問題は、慎重に審議され検討されなければなりません。

ところが、9月27日は例年、第3回定例会の最中です（昨年は9月14日開会で10月8日閉会。）今年の開催期間は未定ですが、昨年に準すれば、9月27日に知事等の派遣を行えば定例会の日程や内容の変更が必要になります。

また、コロナ禍や物価高など道民の生活、経済活動が深刻な打撃を受けており、道議会で審議すべき議題が山積しているために、知事等の派遣の肯定や内容について定例会で審議する時間的余裕もないと思われます。

2 回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があること

前記1(2)で述べたとおり、9月27日は例年、第3回定例会の最中であり、このような中で、道議会で審議することもなく強行することは、地方行政の法（憲法）適合性及び公費支出の適法性確保について取り返しのつかない回復困難な損害を与える可能性があ

ります。

3 暫定的に停止することにより、人の生命又は身体に対する重大な危害の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれも存在しません。

第3 結論

以上より、申し立ての趣旨記載のとおりの勧告を求めます。

以上